

香川県港湾管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第82号

香川県港湾管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県港湾管理条例施行規則(昭和31年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する船舶で日本国籍を有しないものに係る許可の申請又は船舶の事故による損害賠償等に係る義務を正当な理由なく履行していない者からの許可の申請である場合</p> <p>ア <u>船舶油濁等損害賠償保障法(昭和50年法律第95号。以下この号において「法」という。)第13条第1項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約が締結されていない船舶(2,000トンを超えるばら積みの原油等を積載する法第2条第9号に規定するタンカーに限る。)</u></p> <p>イ <u>法第41条第1項に規定する一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていない同項第1号に規定する第一種特定船舶又は同項第2号に規定する第二種特定船舶</u></p> <p>ウ <u>法第49条第1項に規定する難破物除去損害賠償保障契約が締結されていない同項第1号に規定する第一種特定船舶又は同項第2号に規定する第二種特定船舶</u></p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(使用の許可申請等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第8条第3項第4号に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>船舶油濁損害賠償保障法(昭和50年法律第95号)第13条第1項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約若しくは同法第39条の4第1項に規定する一般船舶油濁損害賠償等保障契約が締結されていない日本国籍を有しない船舶(2,000トンを超えるばら積みの油を積載しない同法第2条第4号に規定するタンカー及び同条第4号の2に規定する一般船舶で総トン数が100トン未満のものを除く。)</u>に係る許可の申請又は船舶の事故による損害賠償等に係る義務を正当な理由なく履行していない者からの許可の申請である場合</p> <p>(3)～(6) 略</p>

第1号様式及び第2号様式中「㊦」及び注3を削る。

第3号様式中「㊦」及び注を削る。

第7号様式中「㊦」を削る。

(香川県海岸管理規則の一部改正)

第2条 香川県海岸管理規則(昭和35年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

第2号様式中「㊦」及び注3を削る。

(港湾法施行細則の一部改正)

第3条 港湾法施行細則(平成12年香川県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」及び注3を削る。

第2号様式中「㊦」及び注を削る。

第3号様式中「㊦」及び注3を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条中香川県港湾管理条例施行規則第8条第5項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。